

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年11月から同年12月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月14日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関44箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関 | 実施年月日 | 担当監査委員 | |
|-------------------|------------|--------|-------|
| 鳥 海 学 園 | 令和4年11月16日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 酒 田 東 高 等 学 校 | 令和4年11月16日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 酒 田 警 察 署 | 令和4年11月16日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 水 産 研 究 所 | 令和4年11月16日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴 岡 南 高 等 学 校 | 令和4年11月16日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴 岡 養 護 学 校 | 令和4年11月16日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 児 童 相 談 所 | 令和4年11月17日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 鶴 岡 乳 児 院 | 令和4年11月17日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所 | 令和4年11月17日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 消 防 学 校 | 令和4年11月17日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 農 業 高 等 学 校 | 令和4年11月17日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 食 肉 衛 生 検 査 所 | 令和4年11月29日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 庄 内 空 港 事 務 所 | 令和4年11月29日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 鶴 岡 中 央 高 等 学 校 | 令和4年11月29日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 鶴 岡 工 業 高 等 学 校 | 令和4年11月29日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 加 茂 水 産 高 等 学 校 | 令和4年11月29日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 警 察 署 | 令和4年11月29日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 神 室 少 年 自 然 の 家 | 令和4年12月2日 | 星川委員 | 松田委員 |

| | | | |
|-----------------|------------|-------|-------|
| 最上教育事務所 | 令和4年12月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 新庄警察署 | 令和4年12月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 新庄神室産業高等学校 | 令和4年12月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 村山警察署 | 令和4年12月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 尾花沢警察署 | 令和4年12月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 工業技術センター庄内試験場 | 令和4年12月8日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 小国警察署 | 令和4年12月8日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 鶴岡北高等学校 | 令和4年12月8日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 南陽警察署 | 令和4年12月8日 | 海老名委員 | — |
| 置賜教育事務所 | 令和4年12月19日 | 松田委員 | — |
| 米沢養護学校 | 令和4年12月19日 | 松田委員 | — |
| 米沢警察署 | 令和4年12月19日 | 松田委員 | — |
| 飯豊少年自然の家 | 令和4年12月19日 | 海老名委員 | — |
| 長井高等学校 | 令和4年12月19日 | 海老名委員 | — |
| 荒砥高等学校 | 令和4年12月19日 | 海老名委員 | — |
| こども医療療育センター庄内支所 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 米沢商業高等学校 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 小国高等学校 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 酒田西高等学校 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 鶴岡高等養護学校 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 酒田特別支援学校 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 産業技術短期大学校庄内校 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |
| 庄内職業能力開発センター | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |
| 金峰少年自然の家 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |
| 南陽高等学校 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |
| 遊佐高等学校 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 新庄神室産業高等学校

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの
2箇月超 145件

ロ 米沢商業高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 8件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和4年7月1日

支払日 令和4年11月11日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（南陽高等学校）

ロ 支 出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（庄内児童相談所、産業技術短期大学校庄内校）

(ロ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（鶴岡南高等学校）

(ハ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（鶴岡北高等学校）